

神戸空港特定運営事業等実施方針



- 民間の創意工夫により、関空及び伊丹と一体運営に資する方策を講じ、3空港それぞれの能力を適切に活用することによって、関西全体の航空輸送需要の拡大、神戸経済の活性化、更には関西経済の発展に貢献
- 民間の資金及び経営能力を活用することで、滑走路及びターミナル施設等を一体的かつ機動的な運営の実現

事業概要

1. 事業期間

- ・平成30～71年度(42年間) <不可抗力等による合意延長(10年間)>

2. 事業方式

- ・滑走路、ターミナル施設、駐車場等に運営権を設定
- ・運営権者が支払う運営権対価として、事業開始前に支払う対価(アップフロントフィー)と事業期間中、毎年度支払う対価(アニュアルフィー)のほか、事業年度の収益に連動する負担金(収益連動負担金)を予定(詳細は、募集要項等で示す)
- ・市は、運営権者に職員1名(土木担当)を派遣するほか、競争的対話(応募企業との対話)を通じて、要望があれば、空港運営の経験がある複数の職員(土木及び電気)を派遣する予定

3. 業務範囲

- ・運営・維持管理業務(空港基本施設(滑走路、誘導路、エプロン等)、航空保安施設(航空灯火施設等)、駐車場、ターミナル施設(旅客施設、貨物施設等))
- ・環境対策業務(騒音監視)
- ・附帯業務(国等への土地貸付、ハイジャック防止対策への費用負担)

4. 運営権者の利用料金收受

- ・運営権者は、法令に反しない限り、自らの経営判断で利用料金を設定・收受し、これらの収入で事業を実施
着陸料、停留料、旅客取扱施設利用料、利用料金(事務所や店舗テナントの使用料等)



応募者の参加資格要件

通常の入札手続に求められる要件のほか、応募企業又は応募グループ内に、①及び②の要件を満たす必要

- ①神戸空港の旅客施設と同程度の集客商業施設等を運営する実績を有すること
- ②神戸空港と同程度の空港を運営する能力を有すること

今後のスケジュール

